平成２８年（フ）第２５７号
兵庫県姫路市下手野５丁目９番１－103号
市営船越住宅１号棟
債務者　小川　　昇
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２７２号
兵庫県姫路市網干区浜田1150番地３、従前の住所神奈川県川崎市宮前区有馬４丁目５番１－814
債務者　山田　宏樹
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１１１号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字水汲谷２番地１、旧住所東京都文京区小石川２丁目22番８－204号・大阪府豊中市中桜塚２－10－３　プリモ中桜塚602号室
債務者　小泉ひとみ
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前９時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０号
愛媛県今治市郷本町２丁目２番28号、前住所愛媛県今治市河南町３丁目５番25号
債務者　中田　健次
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第２２号
愛媛県宇和島市保手１丁目４番１号　フラッツァ　テスタ保手102号室
債務者　川上　芳嗣
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第６１号
福岡県嘉麻市飯田474番地
債務者　中島　博文
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１９８号
沖縄県那覇市牧志２丁目22番33号
債務者　森　　良治
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２２３号
沖縄県那覇市字上間300番地１　県営上間第二市街地住宅612
債務者　喜納　君枝
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６０号
石川県小松市向本折町ワ１番地２　レオパレスキング108
債務者　小泉　美樹
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第４０２号
兵庫県芦屋市南宮町15番16号103、前住所兵庫県芦屋市岩園町12番８－103号
債務者　小佐々　**茂**
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１５号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目79番地の３　林文化２Ｆ南側
債務者　土井　政江
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７号
兵庫県豊岡市日高町十戸313番地
債務者　三崎　慎二
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
徳島県徳島市丈六町行正27番地１、住民票上の住所徳島県徳島市佐古三番町16番５－405号　ダイアパレス佐古三番町
債務者　末岡　伸人
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前９時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
佐賀県唐津市呼子町加部島3737番地
債務者　森　　昌司
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２８５号
熊本市南区良町２丁目５番30－102号　良町アパート
債務者　増田　昌之
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３４６号
神戸市灘区長峰台２丁目１番１－404号、従前の住所神戸市灘区桜ヶ丘町15番65－1203号
債務者　髙辻賢太郎
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部